

令和元年 第9回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

令和元年9月18日 開会

令和元年9月18日 閉会

岩見沢市教育委員会

令和元年 第9回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

(令和元年9月18日)

○本委員会に付議した議件

- 1 報告第12号 教育長の一般経過報告について
 - 2 議案第48号 令和元年度岩見沢市教育振興表彰について
 - 3 議案第49号 岩見沢市文化財保護委員会委員の委嘱について
 - 4 議案第50号 岩見沢市民会館運営委員会委員の委嘱について
 - 5 議案第51号 岩見沢市立ふれあい子どもセンター条例施行規則等の一部改正について
 - 6 議案第52号 岩見沢市子ども・子育て支援法の支給認定に関する規則の一部改正について
 - 7 議案第53号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に関する要綱の一部改正について
 - 8 議案第54号 岩見沢市一時預かり事業(幼稚園型)実施要綱の一部改正について
 - 9 議案第55号 施設等利用費の支給に関する要綱の設定について
 - 10 議案第56号 岩見沢市立高等学校学則の一部改正について
- そ の 他

○本委員会に出席した者

教 育 長	三 角 光 二
委 員	武 藏 輝 彦
委 員	秋 山 信 也
委 員	杉 野 幹 夫
委 員	菊 池 亜 希

教 育 部 長	井 筒 亨
社会教育・子育て支援担当次長	所 美 穂 子
学 校 教 育 課 長	戸 沼 貴 志
学 校 給 食 課 長	田 公 寿 幸
生涯学習・文化・スポーツ振興課長	白 石 丈 人
教 育 施 設 課 長	是 廣 敏 明

図 書 館 長	杉	原	理	美
緑陵高等学校事務長	杉	田		操
事務局学校教育課総務係長	石	川	貴	規
事務局学校教育課総務係	岩	端	浩	太

午前10時00分 開会

○三角教育長 ただ今から、令和元年第9回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、秋山委員さんをお願いいたします。

初めに、日程番号1、報告第12号 教育長の一般経過報告について、私から説明いたします。

7月10日の第6回臨時教育委員会からの記載になります。

31日、栗山町で開催された、令和元年度南空知市町教育長会定例会議に出席しております。この会議は文化活動施設の市民連携に関わる情報交流でした。岩見沢市においては、いわなびでの家庭教育相談、子育て支援の活動ということでお話をしております。

6日、感謝状贈呈式ということで岩見沢ヤクルト販売株式会社。こちらは、社長が亡くなられたということで、その遺志に基づいて小・中学校に一週間ヤクルトの寄贈があり、市長から感謝状が贈呈されております。

19日、第3回養成塾「教師力を磨く会」、こちらは光陵中学校の主幹教諭による模擬授業が行われております。岩見沢市の求める授業のあり方について協議しています。

23日、第4回経営塾、こちらは東光中学校庄司校長による経営診断を行っております。

28日、令和元年度岩見沢市教育振興表彰選考委員会が開催されておりますが、また別のところで提案されておりますので割愛します。

29日、永年勤続者表彰式ということで、市内の小・中学校教職員17名が30年以上の勤務ということで表彰しております。

31日、第18回依田紀基杯争奪全道子ども囲碁大会、こちらは依田9段、それから遠藤8段出席のもと、全道から100人規模の子どもたちが参加して大会が開催されております。

3日、全国中学校体育大会に光陵中学校ソフトボール部が出場しており、その出場報告がありました。結果的には1回戦敗退ということでしたが、大変頑張ったようでした。

4日、岩見沢市内中学校長・高等学校長等教育懇談会に出席しております。これは中学校と高校の連携に取り組む合同研究会を開催した後の教育懇談会ということになっており、毎年開催されています。

以上、9月7日までの一般経過についてご報告いたします。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 ご意見、ご質問等がなければ、本報告については終了いたします。

続きまして、議案に対する提案理由について、説明を求めます。

○井筒教育部長 議案第48号 令和元年度岩見沢市教育振興表彰について。

令和元年度教育振興表彰の被表彰者の選定についてご審議を願うものであります。

議案第49号 岩見沢市文化財保護委員会委員の委嘱について。

令和元年10月15日をもって現委員の2年間の任期が満了することから、次期委員の委嘱についてご審議願うものであります。

議案第50号 岩見沢市民会館運営委員会委員の委嘱について。

令和元年10月19日をもって現委員の2年間の任期が満了することから、次期委員の委嘱についてご審議を願うものであります。

議案第51号 岩見沢市立ふれあい子どもセンター条例施行規則等の一部改正について。
子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令による幼児教育・保育の無償化に伴う利用者負担額の改定及び所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第52号 岩見沢市子ども・子育て支援法の支給認定に関する規則の一部改正について。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の改正に伴う子育てのための施設等利用給付認定を行うために必要な規定の整備を行おうとするものであります。

議案第53号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に関する要綱の一部改正について。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の改正に伴う、子ども・子育て支援施設等の確認手続を行うために必要な規定の整備を行おうとするものであります。

議案第54号 岩見沢市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱の一部改正について。

子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正に伴う規定の整備及び引用条文の改題に伴う規定の整備を行おうとするものであります。

議案第55号 施設等利用費の支給に関する要綱の設定について。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の改正に伴う、施設等利用費の支払い手続を行うために必要な規定の整備を行おうとするものであります。

議案第56号 岩見沢市立高等学校学則の一部改正について。

入学願書の様式について、北海道立高等学校学則等の一部改正に準じ、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以上です。

○三角教育長 それでは、日程番号2、議案第48号 令和元年度岩見沢市教育振興表彰についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○戸沼学校教育課長 それでは、議案第48号 令和元年度岩見沢市教育振興表彰について、ご説明いたします。

去る8月28日、教育長を選考委員長とする選考委員会を開催いたしまして、上程いたしました5名の方々を選考いたしました。各被表彰候補者の功績内容については、別紙の推薦書によりご説明をいたしたいと思っております。

なお、それぞれの担当課長から順次ご説明させていただきたいと思っております。

それでは私から、学校教育功勞として、一般社団法人岩見沢歯科医師会所属の竹内友康氏についてご説明いたします。

竹内氏は、昭和60年12月に竹内歯科クリニック理事長に就任され、現在まで市内で歯科医療に専念する傍ら、昭和63年4月から現在まで31年の永きにわたり緑陵高等学校の学校歯科医としてご尽力をいただいております。

また、岩見沢歯科医師会の理事として7年、専務理事として9年、副会長として7年、計23年にわたりまして役員を歴任し、その立場から児童・生徒の口腔衛生に対しても貢献をされております。

以上のことから、岩見沢市教育振興表彰基準第2条第3号に基づきまして表彰いたしたく、ご審議をお願いいたします。

○白石生涯学習・文化・スポーツ振興課長 続きまして私から、文化功勞として、白鳥俳句会所属の佐藤宣子氏についてご説明をいたします。

佐藤氏は、昭和35年に岩見沢市の文学講座を受講して俳句に触れ、直ちにホトトギス派の案山子俳句会に入会、その後、玉藻俳句会に入会し、俳句の道に精進してこられました。

昭和63年には白鳥俳句会を立ち上げ、会長に就任、岩見沢の俳句の牽引者として活動を続けるとともに、長年にわたり自己研さんを重ね、指導者として伝統文化である俳句の発展と後継者の育成に努めております。

また、若い世代への伝統文化の浸透を目指し、市内の小学校において俳句授業の実践を行うなど、目的達成のため尽力し、成果を上げておられます。

さらに、平成19年からは、岩見沢市文化連盟の理事を12年間務め、連盟の発展にご貢献されているほか、俳句を通して地域文化の発展にもご尽力されておられます。

以上のことから、岩見沢市教育振興表彰基準第2条第2号に基づき表彰いたしたく、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、同じく文化功勞として、交響詩岩見沢の会の相澤清氏についてご説明いたします。

相澤氏は、昭和49年から平成16年までの31年間、岩見沢緑陵高等学校において教鞭をとるとともに、同校のコーラス部や吹奏楽部の顧問として積極的に音楽指導に携わり、生徒たちに音楽の素晴らしさを伝えてこられました。この間、昭和52年に交響詩岩見沢の会を立ち上げ、事務局長に就任し29年間、その後、平成18年からは会長を13年間務められ、現在に至っております。

交響詩岩見沢の会は会員数250人を有する会に発展し、岩見沢市の過去、現在、未来を表現した交響詩岩見沢の普及発展に尽力され、当市の文化振興への貢献は多大であります。

以上のことから、岩見沢市教育振興表彰基準第2条第2号及びに第3号に基づき表彰いたしたく、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

次に、体育功労として、栗沢町ソフトボール協会所属の高柳利雄氏についてご説明いたします。

高柳氏は、昭和58年に栗沢町体育協会の理事に就任、その後、平成4年から14年間副会長を務め、栗沢町体育協会において23年の永きにわたり町民のスポーツ振興と組織の運営や発展に尽力されてこられました。

また、昭和56年に栗沢町ソフトボール協会を立ち上げて副会長に就任、平成7年からは会長、平成13年から現在まで顧問を務め、38年の永きにわたり組織の運営や発展、ソフトボールの普及促進に尽力されておられ、地域のスポーツ振興への功績は多大であります。

以上のことから、岩見沢市教育振興表彰基準第2条第2号に基づき表彰いたしたく、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、同じく体育功労として、岩見沢バレーボール協会所属の佐藤進氏についてご説明いたします。

佐藤氏は、岩見沢バレーボール協会に所属以来、中学校において多くの生徒を指導してきたことに加え、日本B級公認審判員の資格を取得してからは、市内の大会はもとより、全道、全国の各種大会において活躍され、後進の指導にも力を注いでこられました。

また、岩見沢バレーボール協会では、副理事長、監事、参与の要職を歴任されたほか、平成21年から10年、副会長を務められ、岩見沢市のバレーボールの普及発展にご尽力されておられます。

以上のことから、岩見沢市教育振興表彰基準第2条第2号に基づき表彰いたしたく、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○三角教育長 ただ今、議案第48号についての説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○武蔵委員 この5名について何らご異議はございません。

推薦の上がり方の状況はどうなのでしょう。積極的に自主的に上がってきているのかどうか。功労の内容も、PTA関係とか婦人団体関係というのがこのところずっとないわけで、PTAは同じ人が10年もやっている人は最近いないので、なかなかそれだと特例で、特に功労の著しい人ということを出せるとは思うのですが。今後、将来的にどう考えていくかということが必要かと思うのですが、その点どうでしょうか。

○戸沼学校教育課長 今、武蔵委員がおっしゃられたことについては、各団体にお声かけをして出しているという流れなのですが、一歩先を見据えてこちらから、先ほどおっしゃられたPTAの方々など、より教育に功績のあったところをうまくキャッチして積極的に表彰につなげていくようなスタンスで進めていきたいと思っております。

○武蔵委員 ありがとうございます。

○三角教育長 ほかにありますか。

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第48号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号3、議案第49号 岩見沢市文化財保護委員会委員の委嘱についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○白石生涯学習・文化・スポーツ振興課長 それでは、議案第49号 岩見沢市文化財保護委員会委員の委嘱について、説明をさせていただきます。

本年10月15日で任期満了となります本委員会委員の委嘱につきましては、7月に開催されました第7回教育委員会定例会におきまして、選出方法についてご了承いただき、その内容を踏まえまして委員を選考し、ご提案するものでございます。

委員名簿案をごらんください。今回はこの名簿案のとおり10名を選出いたしました。順に説明をさせていただきます。

まず、知識経験者として、郷土史の分野から尾崎和男氏、土谷聖一氏、中島孝子氏の3名、産業史の分野から久保進氏、北海道史の分野から村田文江氏、谷本晃久氏の2名、民俗文化財の分野から近藤寛氏、そして建造物の分野から青山哲夫氏の8名を選出いたしました。8名はいずれも継続しての選出でございます。

次に、公募による2名の枠につきましては2名の方から応募があり、選考委員会での審議の結果、2名を選出しております。平瀬春吉氏は、ほっかいどう学を学ぶ会の会員として歴史探訪等の活動をされている方でございます。星野武治氏は、特に専門分野はございませんが、文化財に深い関心をお持ちで、市民目線での文化財保護や活用に対する提案をいただいている方でございます。2名とも再度の応募による継続の選出となっております。

岩見沢市文化財保護委員会委員について以上10名を選出させていただきました。

なお、文化財保護委員会においては、現在、平成28年度に実施した文化財調査において報告のあった物件について指定文化財候補としての調査等を実施しているところであり、できるだけ同じ委員による継続的な協議をしてまいりたいと考えておりまして、公募による委員以外につきましては継続を基本に選定をさせていただいたところでございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○三角教育長 ただ今、議案第49号についての説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第49号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号4、議案第50号 岩見沢市民会館運営委員会委員の委嘱についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○白石生涯学習・文化・スポーツ振興課長 それでは、議案第50号 岩見沢市民会館運営委員会委員の委嘱について、説明させていただきます。

本年10月19日で任期満了となります本委員会委員の委嘱につきましては、先ほどの議案第49号と同様、第7回教育委員会定例会におきまして選出方法についてご了承いただいております、その内容を踏まえまして委員を選考し、ご提案するものであります。

今回の選考では、委員名簿案のとおり14名を選出いたしました。順に説明をさせていただきます。

初めに、社会教育関係者として社会教育委員の高岡いづみ氏と佐藤恭二氏の2名、学校教育関係者として岩見沢市校長会から中央小学校長の喜多慎治氏、学識経験者として北海道教育大学岩見沢校教授の野呂佳生氏と三橋純予氏の2名、地域文化団体から岩見沢文化連盟の深田倫男氏と栗沢文化協会の片山義範氏の2名、市民会館利用団体から岩見沢民謡連合会の小松美枝子氏、裏千家淡交会岩見沢支部の太田敦子氏、岩見沢短歌会の佐藤和子氏、コールアイリスの山方由美子氏、岩見沢市和太鼓連絡協議会の高橋勝徳氏の5名を選出いたしました。

次に、公募による2名の枠につきましては、2名の方から応募があり、選考委員会での審査の結果、2名を選出しております。吉田多佳子氏は、市民大学実行委員会の委員やFMはまなす市民制作番組のパーソナリティをされている方でございます。松田和男氏は、岩見沢混声合唱団の団長をされている方でございます。

岩見沢市民会館運営委員会委員について以上14名を選出させていただきました。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○三角教育長 ただ今、議案第50号についての説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

半数が市民ということです。

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第50号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号5、議案第51号 岩見沢市立ふれあい子どもセンター条例施行規則等の一部改正についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○所社会教育・子育て支援担当次長 それでは、議案51号についてご説明いたします。

この後の説明を、お手元に配付いたしました資料と両方ごらんいただきながらご説明いたします。

今回の改正は、10月1日からの幼児教育・保育の無償化に伴う改正です。

議案は1ページから11ページまでありますが、12ページ目、議案の次に改正の概要がありますので、こちらでご説明したいと思います。

本議案で改正される規則は、表にあるように岩見沢市立ふれあい子どもセンター条例施行規則を初めとする4つの規則になります。

まず①幼児教育・保育の無償化に伴う規定の整備として、認可保育所、特定地域型保育事業、認定こども園、幼稚園を利用する3歳以上児に係る保育料の規定を削除するとともに、3歳未満の2階層、非課税世帯の利用者負担額を無料とします。

また、多子世帯に関する規定については、従来、国の規定で無料となる対象と北海道の規定で無料となる対象を別々に定めていましたが、3歳以上が無料となったことにより、3歳未満については国と北海道の規定をあわせて整備し、10ページの7にあるように児童の属する世帯が3の1階層から5の3階層の場合、生計を同じくする兄弟がいる場合、3歳未満の保育料が無料となると定めます。

改正の概要にお戻りください。

次に、②所要の規定の整備についてですが、従来、表にある4つの規則にそれぞれ基準額表を定めていたところ、表の左から2番目にある岩見沢市子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則にのみ基準額表を定め、ほかの3規則はその規則の該当部分を参照するよう改正いたします。それにより、ほぼ毎年行われる保育料基準額表の改正は4規則全ての改正から1規則の改正で済むよう事務手続が簡素化されます。

そのほか、「支給認定」を「給付認定」に改めるといった文言の整理もあわせて行っています。

説明については以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○三角教育長 ただ今、議案第51号についての説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第51号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号6、議案第52号 岩見沢市子ども・子育て支援法の支給認定に関する規則の一部改正についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○所社会教育・子育て支援担当次長 それでは、議案第52号についてご説明いたします。

3ページ目に改正の概要がありますので、こちらでご説明をいたします。

今回の保育料無償化では、認可保育所、特定地域型保育事業、認定こども園、幼稚園のほか、認可外保育施設も一定の金額の範囲内で無償化の対象となります。

そのほか、保育の必要性があつて幼稚園を利用している場合は、幼稚園の延長保育に当たる一時預かりが無償化の対象となるなどの施設利用給付という制度が設けられました。お手元の資料の青の枠で囲った部分を追加するための改正です。

(1)の認定証の有効期限の設定では、これまでの保育と幼児教育に加え、施設利用給付についても認定の有効期間を定めます。有効期間については、保育・幼児教育と同様、求職活動を理由とする場合は90日、そのほかについては市長が適当と認める期間とします。

(2)のその他所要の規定の整備では、手続に必要な様式について改正しています。これまで、申請や認定に係る様式については様式そのものを規則で定めていましたが、今回の改正では、様式の表題のみを定めて、様式そのものは運用の範囲で別に定めることにいたしました。これは国の定めに倣ったもので、様式に変更があつた場合も規則の改正を行わず、運用の範囲で改正することができるなど迅速かつ柔軟に事務を取り扱うことができるようになります。

そのほか、先ほどと同様、「支給認定」を「給付認定」に改めるといった文言の整理もあわせて行っています。

説明については以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第52号についての説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第52号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号7、議案第53号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に関する要綱の一部改正についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○所社会教育・子育て支援担当次長 それでは、議案第53号についてご説明いたします。

改正の概要をごらんください。

この要綱は、保育所、認定こども園、特定地域型保育事業、幼稚園の利用に伴う確認手続に必要な申請書や変更届、通知書等に係る手続について定めていますが、議案第52号と同様に、様式についてはタイトルのみを定め、様式そのものは別に定めることにします。

また、これまでの事業のほか、先ほど説明させていただいた施設利用給付、資料の青の枠で囲った部分、これを追加するために必要な文言の整理を行っています。

説明については以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第53号についての説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第53号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号8、議案第54号 岩見沢市一時預かり事業実施要綱の一部改正についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○所社会教育・子育て支援担当次長 それでは、議案第54号についてご説明いたします。

この改正は、幼稚園が行う一時預かりに対する委託料に保育体制充実加算を追加するためのもので、保育料の無償化とは別の改正理由になります。

概要をごらんください。

改正内容の(1)は、平成31年4月から幼稚園の一時預かりに保育体制充実加算が設けられたことによる改正です。この加算については年額となっているため、条件に合致する場合は年度末に委託料に加算し、幼稚園に支払うこととなります。この規定の施行期日は、本年4月に遡ることとなります。

改正内容の(2)は、既に規定されていた就労支援型施設加算のうち、連携施設の定義規定として引用している内閣府令のタイトル、表題が変わったため、該当部分の変更をするものです。この規定の適用期日は、10月1日となります。

説明については以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第54号についての説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第54号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号9、議案第55号 施設等利用費の支給に関する要綱の設定についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○所社会教育・子育て支援担当次長 それでは、議案第55号についてご説明いたします。

この要綱については、保育料の無償化に伴い導入された施設利用給付に対して支払い手続に必要な申請書、支払い方法、支払い時期等について新たに定めるものです。

資料の青の枠で囲った部分の事務処理について定めています。

施設利用給付には2つの支払い方法があります。1つは償還払い、もう1つは法定代理受領です。

償還払いとは、一旦保護者にお支払いいただき、後日支払った分を各個人に市からお支払いする形式です。支払いは四半期、3カ月ごとで、過去3カ月分の支払い実績に基づいた申請をもとに対象分を保護者の皆様にお支払いをいたします。青で囲った枠のうち黄色で塗られた以外の経費、こちらは償還払いになります。ただし、認可外保育所の保育利用のうち、へき地保育所は法定代理受領となりますので、それ以外が償還払いになるということになります。

法定代理受領とは、対象となる施設、この場合、幼稚園の一時預かりとへき地保育料になります。保護者に代わって施設が経費を受領する形で、施設は保護者から保育料を徴収せずに、その分、市から支払いを受ける形となります。この場合の支払いは毎月の実績に基づき支給します。青の枠のうち黄色で塗られた幼稚園の一時預かりと認可外のうちへき地保育所以外は償還払いとなります。

説明については以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第55号についての説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第55号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号10、議案第56号 岩見沢市立高等学校学則の一部改正についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○杉田緑陵高等学校事務長 それでは、議案第56号についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、道立高等学校の入学願書の様式が改正されたことに伴い、岩見沢市立高等学校入学願書の様式についても改正を行おうとするものでございます。

今回の改正は、個人の性的指向や性の自認の多様性への適切な配慮が求められていることから、高等学校入学選抜における性的少数者への配慮を進めるため、入学願書の様式から性別欄を削る改正がされたところでございます。これに伴いまして岩見沢市立高等学校の入学願書の様式につきましても、同様に性別の記入を要しない様式へ変更をしようとするものでございます。

なお、入学者選抜における高等学校での性別の確認につきましては、中学校が作成し提出する出願者一覧表または個人調査書により確認をすることとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第56号について説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○武蔵委員 願書としてはそうすることでいいのですが、実際にそういう子というのは、学校の受け入れ体制とか授業の組織体制とか、状況に合わせて対応していかなければならないと思うのですが、どうなのでしょう。

○三角教育長 高校だけではなくて小・中学校もなんですが、文科省通知もあり、保護者からそのような相談がありましたら、適切に対応するという事は既に行っているところです。それを公表するかしないかについては、保護者や本人が秘匿したいということもありますので、慎重に扱っているところです。

○武蔵委員 わかりました。

○三角教育長 ほかにございますか。この件についてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第56号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、その他に移ります。

委員の皆さんから何かございませんか。

特になければ、事務局から何かありませんか。

ほかになければ、来月の定例会日程についてですが、10月16日水曜日に開催したいと思います。委員の皆さん、ご都合よろしいでしょうか。午前10時からということでもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 場所については、であえーる岩見沢4階の会議室1で行いたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、第9回教育委員会定例会を終了させていただきます。

ご苦労さまでした。

午前10時40分閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員